

雇用体制強化事業(推進体制整備コース) 全国推進体制整備事業の概要について

第1回事業推進委員会(令和8年4月13日)

1. 全国推進体制整備事業の実施方針【全体】

- 本事業は、農林水産省が進める雇用就農の推進および農業分野における労働環境改善の方針を踏まえ、**暫定任意適用事業者である労働者が常時5人未満の個人農家を主な対象として、労働法制全般の理解促進と地域における支援体制の整備**を図ることを目的として実施する。農業分野では担い手不足が深刻化する中、雇用就農の拡大や多様な人材の参入が進んでおり、安心して働ける就業環境の整備が一層重要となっている。
- 本事業の実施にあたり、**労災保険加入促進のみを単独で進めるのではなく、農作業事故防止対策、安全衛生に関する研修・啓発活動、雇用管理改善に係る既存の取組等と連携し、多面的かつ相乗的な効果が発揮されるよう配慮**する。労災保険制度を事故発生後の補償制度としてではなく、農業経営におけるリスク管理および適正な労務管理の一環として位置付け、労働法制全般への理解を深める契機として周知を図る。
- 事業推進について、**全国段階と都道府県段階が役割分担の下で連携する二層構造**により、全国段階では制度周知資材の整備、事例収集、実態把握等を通じて共通基盤を構築し、都道府県段階ではJA、市町村、農業委員会、専門家等と連携して説明会や相談対応を実施する。これらの連携を通じて、重複を避けつつ**効率的に事業を推進し、労災加入促進を起点とした持続的な労働安全・就業環境改善につなげる**ことを目指す。

1. 全国推進体制整備事業の実施方針【普及推進】

【都道府県推進体制整備事業の実施主体】

公募により全国7地区より各1～2県域を実施主体として選定(最大14県域を想定)する。

※3月の公募により9県域の取組が決定。今後、2次公募も予定する。

取組都道府県では、説明会・相談会の開催、専門家と連携した相談対応、巡回相談等、現場での普及・加入支援活動を実施する。また、全国段階で整備した資材・マニュアル等を活用することで、執行の効率化を図る。

【普及推進活動】

全国段階では、労災保険制度や加入手続、農作業事故防止対策や安全衛生等の情報を整理したポータルサイトを開設するとともに、制度周知・啓発資材、加入支援マニュアル等を作成する。また、都道府県段階の取組を補完する観点から、本会が実施主体として行う効果的な周知・啓発手法についても、事業の進捗状況や費用対効果を踏まえつつ検討対象とし、必要に応じて実施する。

【事例調査】

全国段階において、暫定任意適用事業者における労災加入促進の実態や課題を把握するため、労災保険加入の先進地(全国5か所程度)を対象とした実態調査および事例調査を実施する。

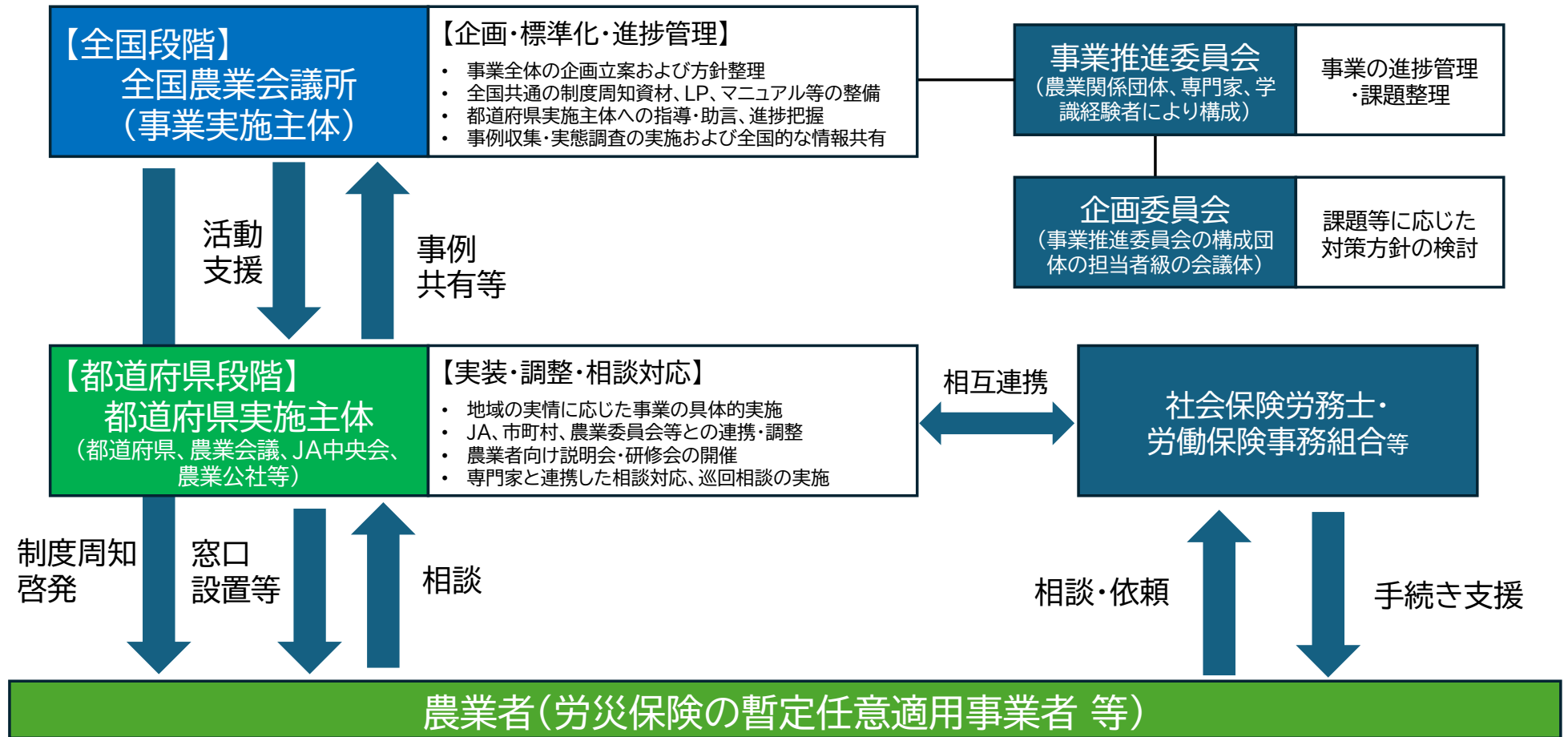
調査結果は、効果的な説明手法や相談対応の改善に活用するとともに、ポータルサイト等を通じて全国に情報発信し、都道府県段階での取組の質的向上と横展開につなげる。

2. 全国推進体制整備事業の実施体制

- 本事業は、全国段階と都道府県段階が役割分担の下で連携する二層構造により実施する。
- 全国段階では、全国農業会議所を事業実施主体とし、**農林水産省、JA全中、社会保険労務士等の専門家団体、学識経験者等から構成される事業推進委員会および企画委員会を設置し、事業全体の進捗管理、課題整理、対応方針の検討、全国共通の基盤整備**を行う。
- 都道府県段階では、都道府県、農業会議、JA中央会、農業公社等から中心となる実施主体を選定し、市町村、農業委員会、JA、社会保険労務士等の専門家と連携し、説明会や相談対応、加入支援等の現場実装を担う。
- 全国農業会議所は、全国ネットワークの事務局として、都道府県実施主体への指導・助言、進捗把握、成果の集約を行い、全国的に均質で実効性の高い推進体制を確保する。



<事業の推進体制のイメージ>

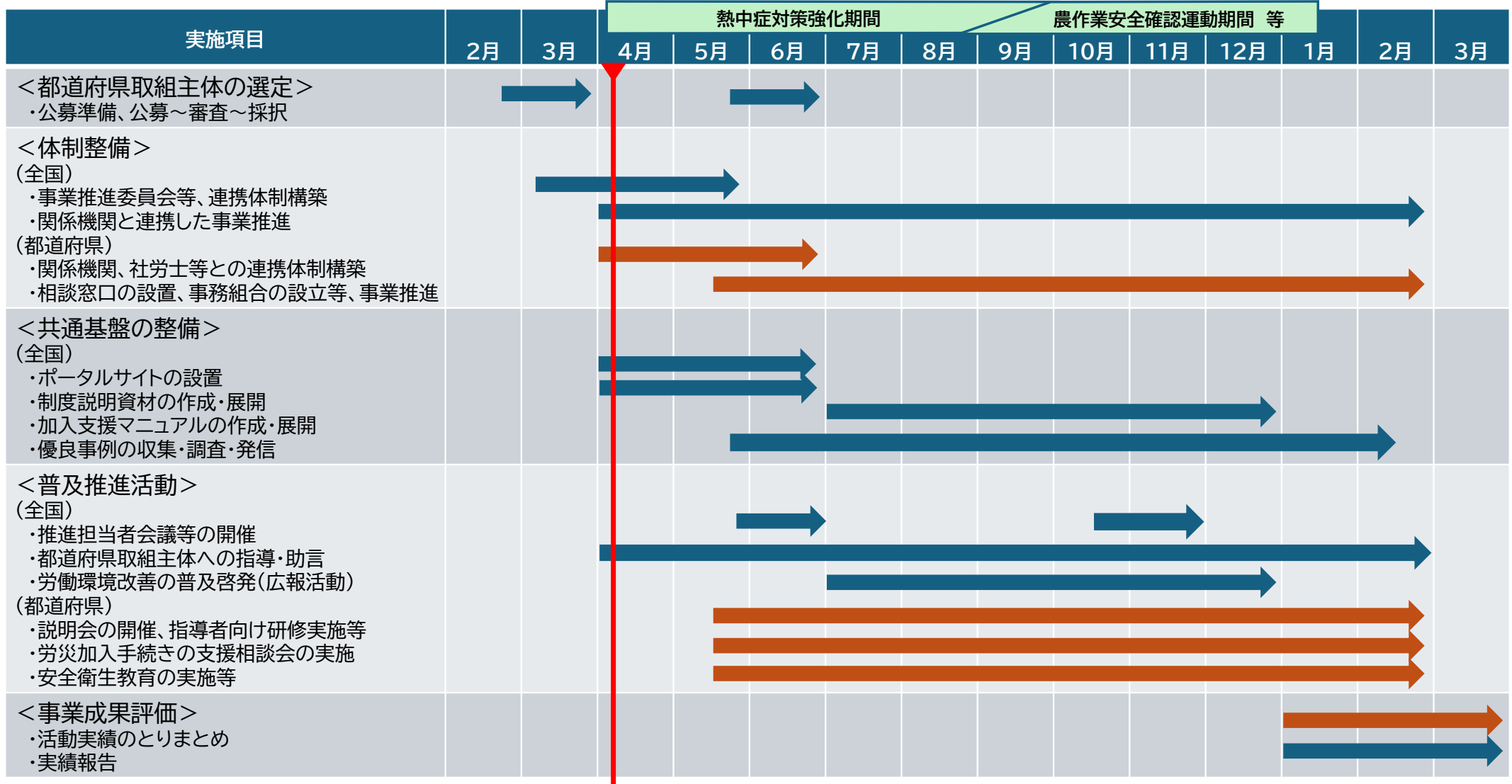
全国と都道府県、専門家等が相互に連携することで実効性の高い推進体制を構築



安全で働きやすい職場をつくり、人材が定着し、持続的に農業経営ができる労働環境を整備

<本事業の実施スケジュール(想定)>

(全国)  (都道府県) 



<本事業に関する問い合わせ(事務局)>

〒102-0084

東京都千代田区二番町9-8中央労働基準協会ビル

一般社団法人全国農業会議所

経営対策部 石井・日高

TEL :03-6910-1124 / MAIL:ninaite@nca.or.jp